

売却物件詳細

番号	物 件 名	種別	数量
1	端末等一式	ノートPC	1011台
		デスクトップPC	18台
		サーバー	5台
		UPS	13台
		NAS	1台
		スイッチ	39台
		スイッチングハブ	1台
		ルーター	81台
		スキャナ	1台
		衛星携帯電話	1台
		ディスプレイ	9台
		アダプタ	14袋
		マウス	6袋
		HUB・ルーター	2袋
		ケーブル類	4袋

- 端末等機器の付属品が全て揃わないものもあります。
- PC及びサーバーの一部は、SSD又はHDD等を取り外しています。(取りはずした部品は売却物品に含みません。)
- 物品の引き取り及び破壊に要する費用(運搬費、作業費等)については、すべて契約金額に含まれるものとする。
- 物品の破壊作業は、受注者にて物品引き取り後に行うこと。

物件について

- ・入札金額に消費税及び地方消費税を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)で契約します。
- ・買い取った物品は全て物理破壊すること。物理破壊の対象となるのは、SSD等の記憶領域に限らず全てとする。
- ・買い取った全ての物品について、リユース(再使用)は不可とする。
- ・買い取り後、全ての物品について破壊証明書を作成し、発注者に提出すること。(様式は任意とするが、記載事項の一部は指定するものとする。)
- ・端末等機器に貼付された導入年数及び端末名のシール等は、受注者にて全て除去し廃棄すること。

◎入札参加資格 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する方は参加できません。
(自ら意思決定できない方、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号のいずれかに該当する方。)

◎入札書記入事項 入札書提出日付、物件番号、物件名、入札金額、住所、氏名、電話番号、押印
※入札書は、住所、氏名、電話番号、物件番号及び「入札書在中」と記入した入札書提出用封筒に入れ、全てのとじ目に押印し、**デジタル推進課**に提出してください。

◎本人確認書類 来庁される方(代理人が入札手続きを行う場合には代理人本人)の、運転免許証・マイナンバーカード等公的機関発行の本人確認書類をお持ちください。

◎郵送による入札 以下の書類を郵送用封筒に入れて一般書留又は簡易書留で送付してください。
・入札書を封入した入札書提出用封筒(必ず入札書提出用封筒に入れて封をしてください。)
・入札者の公的機関発行の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)の写し
送付先
〒478-8601
愛知県知多市緑町1番地
知多市役所 **デジタル推進課** 宛
※郵送用封筒の宛先は必ず「デジタル推進課」とし、「入札書在中」と明記してください。

◎入札期間 令和8年9月14日(月)から令和8年10月2日(金)までの午前9時から午後4時までです。(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
ただし、令和8年10月2日(金)は、午後3時までです。
※郵送の場合は、令和8年10月1日(木)必着。

◎落札者 予定価格(非公表)以上の価格で、最高価格の入札をした者を落札者としします。
・落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、当該入札者にくじを引かせて決定します。
(くじを引かない者がある時は、これに代えて当該入札事務に関係のない市職員がくじを引きます。)
・落札者は辞退できません。落札物件を必ず引き取ってください。

◎留意事項 入札は知多市建設工事関係等入札者心得書により行います。
・一度提出した入札書は、入札期間内であっても、引換え、変更又は取消しをすることはできません。
・同一人が同一の物件について2枚以上の入札書を提出すると、その入札はいずれも無効になります。
・入札書や入札書提出用封筒の記載に誤りがあると入札が無効になります。
・入札書の記載金額を訂正する場合は、訂正する場所に二重線を引き、その上に訂正印を押してください(スタンプ不可)。
訂正印がない場合や、修正液等で訂正した場合はその入札が無効になります。
・消せるボールペンで入札書に記入しないでください。
・代理人が入札手続きを行う場合は必ず委任状をお持ちください。

◎その他 物件の下見を希望される場合は、事前にデジタル推進課に連絡し、指定した日時に下見を行うこと。
物件の詳細については、デジタル推進課にお問い合わせください。
連絡先
知多市企画部デジタル推進課 0562-36-2640(直通)